

	論点	現状・経緯等	検討の方向性	深掘り時の論点
（１）「領収書等」の必要記載事項	○「支出の目的」、「金額」、「年月日」に加え、「支出を受けた者の氏名」、「支出を受けた者の住所」も領収書等の必要記載事項とすべきではないかとの指摘。	○「<u>支出を受けた者の氏名</u>」：領収書等の真正性に関わる重要な情報であり、税法においても支出を証する書面としての必要な情報とされている。 ○「<u>支出を受けた者の住所</u>」：支出を受けた者の実在性を補完する情報であるが、税法では、一般的に帳簿や証拠書類上の必要記載事項とされていない。また、少額領収書等で住所を記載していない領収書も多く作成、流通している。 ○当委員会では、政治資金監査マニュアルにおいて、高額領収書等のうち氏名や住所など発行者に関する事項の記載がない場合等には、当該領収書等が真正なものであることを会計責任者等に確認する取扱いとした。	⇒法律上の取扱いとして、これらの事項を領収書等の必要記載事項とすべきかどうかについては、 ・国会議員関係政治団体においてはすべての支出に領収書等の徴収義務が課せられていること。 ・領収書等の必要記載事項の規定はすべての政治団体に適用されること。 等を踏まえつつ、以下のとおり、検討を行っていくことが適当。 ア 「氏名」 必要記載事項として取り扱うことについて、商取引における実態上、これらの<u>記載を義務付けることが困難な事例をさらに検証しつつ、それらの事例の取扱い等も含め、検討を行う。</u> イ 「住所」 商取引における実態上、特に少額領収書等について記載がないものも多く作成・流通していること、税法上も必要記載事項とされていないこと等を踏まえつつ、<u>記載の義務付けの当否及びその範囲等について検討を行う。</u> （留意点） 会計帳簿における必要記載事項から住所を外すべきとの議論との関係 ※法律事項（法第 1 1 条第 1 項）	（論点） ① 会計責任者が、領収書等と突合しながら会計帳簿を作成でき、登録政治資金監査人は、領収書等と突合しながら会計帳簿を確認できる等、領収書等への支出を受けた者の氏名・住所の記載を義務付けることで政治資金の支出の状況がより明確になる。 ② 必要記載事項を増加させることは、記載不備のある領収書等の増加につながる可能性があり、領収書等が公表されずに会計責任者等が作成した徴難明細書に記載される支出が増加することが考えられる。これは、政治資金の収支の公開の観点から問題があるのではないか。 ③ 支出を受けた者の住所が記載されていない領収書等は相当程度流通している。 ④ 会計帳簿への住所の記載をどうするかという点との兼ね合い。 （意見） ・領収書等を厳格にとらえるのではなく領収書等をできるだけ出させ、支出の事実を証明させるというのが向かうべき方向性である。

	論点	現状・経緯等	検討の方向性	深掘り時の論点
	○「支出の目的」の記載に欠ける領収書は、商慣習上広く作成、流通しているが、政治資金規正法の解釈・運用上、一の書面上に3事項が記載されていない場合には、「領収書等」として取り扱わないこととされており、改めて領収書への追記や領収書の再発行を求めることが必要とされるなど、大きな事務負担を生じているとの指摘。	○支出の目的の記載に欠けた領収書も多く作成、流通している実態が存在し、税法でも、課税控除の対象となる支出について、領収書等のみではなく、より広い範囲の複数の書面で必要記載事項を確認することを認めている。 ○当委員会では、政治資金監査上の取扱いとして、支出の目的が記載されていない領収書等について、当該領収書等の発行者情報を含む領収書等の記載事項と会計帳簿の記載事項との整合性がとれている場合は、支出状況の確認に活用できる旨の見解を示した。 ○政治資金規正法における領収書等は、政治団体において保存しておくだけにとどまらず、政治団体がその写しを総務省又は都道府県選挙管理委員会に収支報告書と併せて又は少額領収書等の写しの提出命令に応じて提出し、総務省又は都道府県選挙管理委員会が、その提出された写しを保存し、情報公開請求や少額領収書等の写しの開示請求に応じて公開することが必要となるもの。 ○政治資金監査は、支出に係る関係書類の記載が整合的であるかどうかを外形的・定型的に確認するものであることから、当委員会では、政治資金監査マニュアルにおいて、必要記載事項に不備のある領収書等に係る支出について、当該支出の内容を示す請求書等の書類が領収書等と一体として保存され、会計責任者から示された場合には、これらの書面の記載事項を併せて支出の状況の確認に活用できることとした。	⇒政治資金規正法上も、一の書面にすべての事項が記載されていない場合、一律に領収書等が存在しないものとして扱うのではなく、当該書面と相互の関係性を確認でき、かつ当該書面と併せて領収書等と同程度に支出の実在性を担保できる書面で必要記載事項が補完的に確認できる場合には、両書面を合わせて領収書等として扱い、国民の監視と批判の下に置くという取扱いも想定される。 （留意点） 提出・保存書類の増加による関係者の事務負担の増大等の観点 ※法律事項（法第11条第1項） ⇒法律上の取扱いとして、会計責任者に徴収、保存、提出義務が課される領収書等について、<u>単一の書面に必要記載事項が記載されていない場合、必要記載事項を補完する他の書面と併せた複数書面でもよいとすることについては、関係者の事務負担、国民の目から見た透明性の確保といった観点に留意しつつ、検討を行っていくことが適当。</u> （留意点） 振込明細書についても支出目的が請求書等で確認できれば足りるのではないかとする意見が多く寄せられている。	（論点） ① 政治資金規正法（以下「法」という。）上の支出の定義から約束ベースの支出が除かれている中で、請求書や見積書を「支出を証すべき書面」として解釈することは困難。 ② 支出の目的が記載されていない領収書等があれば、支出の目的を記載した書面を併せて提出させることとする制度改正は考えられないか。 ③ 罰則がかかる領収書等の徴収・保存義務の対象書類を明確にしておく必要性。 （意見） ・領収書等を厳格にとらえるのではなく領収書等をできるだけ出させ、支出の事実を証明させるというのが向かうべき方向性である。②の改正の方向性も探るべき。

	論点	現状・経緯等	検討の方向性	深掘り時の論点
			※法律事項（法第 1 1 条第 1 項）	
（２）金銭を伴わない収入又は支出の記載方法	○金銭以外のものによる収入又は支出があった場合、会計上の便宜的処理として支出簿又は収入簿に、当該収入又は支出と同額を計上する取扱いは、煩雑。 ○会計責任者等の事務負担を軽減すべきではないかとの意見。 ○現在の取扱いは、収支の状況を的確に表しているといえないのではないかとの指摘。	○政治団体の収支のすべてを公開する政治資金規正法の趣旨からすると、金銭を伴わない収支についても会計帳簿や収支報告書に記載することが必要であり、特に寄附については総額に対する規制が存在することからも、重要であると考えられる。 ○一方、金銭を伴わない収支を計上する場合の上記会計上の便宜的処理は煩雑であり、理解が得られにくい。	⇒収支の状況をよりの確に表す観点から、今後、<u>例えば、会計帳簿や収支報告書の様式を見直し、金銭の支出を伴うものと、それを伴わないものとに記載欄を分け、便宜上の収支の計上を要しないものとするなどの検討を行っていくことが</u>適当。 （留意点） ※省令事項（規則第 6 条、第 9 条）	（論点） ① 便宜的な収入・支出を計上する必要がないので、国民、会計責任者から理解されやすく、政治団体の収入総額・支出総額が実態以上に大きくならない。 ② 金銭を伴わないすべての収入について、支出した者の氏名、金額、年月日、住所、職業を記載する必要があるか。金銭を伴わないすべての支出について、支出の目的、金額、年月日、支出を受けた者の氏名、住所を記載する必要があるか。 ③ 金銭を伴わない支出・収入を様式その 2 の支出総額・収入総額に計上するかどうか。 ④ 金銭を伴わない支出を様式その 1 3 に計上するかどうか。 ⑤ 金銭を伴わない収入を様式その 2 の収入総額に計上しないとすると、寄附の総額の把握が難しくなるため、様式その 2 も検討する必要があるではないか。 ⑥ 金銭を伴わない支出・収入を様式その 2 の支出総額・収入総額に計上する場合、繰越金の額に齟齬が生じることをどのように考えるか。 ⑦ 寄附の量的制限が遵守されているかを確認するために、寄附の内訳と金銭を伴わない収入・支出の様式を確認する必要があることをどのように考えるか。 ⑧ 当該収入が寄附であることを明らかにするために備考欄へその旨を記載することでよいのか。 ⑨ 現行の様式では、寄附について、寄附者が、個人、法人その他の団体、政治団体のいずれであるかによって別葉とすることとされていることをどのように考えるか。 （意見） ・法の寄附の規制を壊さないために、金銭を伴う収入と金銭を伴わない収入の記載欄を分ける場合、それぞれを小計としてとらえ、その合計を規制の対象とすべき。 ・繰越金に影響を及ぼさないように様式を改正することは可能ではないか。

	論点	現状・経緯等	検討の方向性	深掘り時の論点
				・金銭を伴うものと伴わないもので区分を分けて計上すべきであり、そのことで政治団体の金銭を伴わない収入・支出への意識が違ってくるのではないか。 ・金銭を伴うものと金銭を伴わないものを分けるべき。それを全部総額として表示して繰越金を計算する方法は混乱するため、収入としての総額は出すが、繰越金は金銭だけで計算するという考え方にしていけば混乱はしないのではないか。 ・金銭を伴わない収入・支出をどう評価するか、労務の場合その範囲の決定ということも難しい問題である。 ・評価の問題については複式簿記の問題と絡めて議論すべき。 (企業会計の導入について) (論点) ① 複式簿記の導入により、政治団体の資金の収支に限らず、財政状態や損益の状態を把握できる。一方で、BS や損益計算書は一定の会計期間の集計を報告する書面であり、現金の流れや収支の状況は明らかにならないため、例えば補助簿等の取引の内訳を列挙した書類の添付や総勘定元帳の備え付けの義務付けなど公開の方法の検討が必要。 ② 財務諸表を作成することで、政治団体の効率的な内部管理に活用することができる。また財務諸表間の相互チェック機能により、計算誤りを発見しやすくなる。一方で、政治団体の現金の流れと収支の状況を明らかにして国民の前に公開するという法の目的に適合しているのは現行様式ではないか。 ③ BS により政治団体の資産・負債の状況がわかりやすい。一方で、支出のみが監査対象である政治資金監査制度が前提で、BS を適正に監査できるか。 ④ 金銭の伴わない収入や支出についての表記が理解がしやすくなる。一方で、例えば労務の無償提供の概念の表現方法や寄附の量的制限を分かりやすく公開するための方法の検討はいずれにしろ必要。 ⑤ 減価償却により政治団体が保有している資産の現在価値が把握できる。一方で、現在は、一定の価

	論点	現状・経緯等	検討の方向性	深掘り時の論点
				値を有する資産の取得価額を公開対象としているので、資産を減価償却する場合、公開対象とする価額や償却方法を検討する必要性。また、政治団体の多くは資産を保有していない。 ⑥ 発生主義の採用により、クレジットカードによる購入の場合など、12月31日時点での債務の状況がわかりやすい。一方で、対象とする政治団体の範囲、政治団体の事務の増加をどう考えるか。 ⑦ 発生主義の採用に当たっては、現金主義も併用するようにすると、小規模な政治団体でも対応できるのではないか。一方で、政治団体の種別ごとに適用される会計基準を分けることは制度として分かりづらく、実務的にも対応が難しいのではないか。 (意見) ・収入に対する監査をどうするかなどかなり大きな制度改正が必要となるため、建議というスキームに適するかどうか判断がつきかねる。 ・企業会計も目的により差があるため、まず目的を考慮した上で、導入の是非を検討すべき。また、収入に対する監査を要求することにつながることを考えると、議論をするのは時期尚早ではないか。 ・複式簿記に則った財務書類の方がわかりやすいため、今後とも議論を深めていきたい。 ・収支報告書の公表の目的がどこにあるのかを踏まえる必要があり、誰からいくらもらったかという収入がどうかというのが最大であり、政治資金監査は事実と違う支出区分で計上されているところが問題になったため導入されたという経緯があることに留意が必要。特に、政治団体の財務状況や資産保有状況をみることを検討するのは委員会の役割を超えているのではないか。また政治団体の事務負担も考慮しなくてはならない。
(3) 前払式証票による支出の記載方法	○政治団体においても前払式電子マネー等を使用するケースが増えているが、これに対する処理が煩雑で、会計責任者等に必ずしも理解されていない。 ○会計責任者等の事務負担が軽減	○当委員会では、交通事業者が運営する電子マネーについては、金銭をチャージし、交通費として使用する場合、1回の支出金額が少額であること、利用目的が限定され支出の目的が明確であることから、チャージした時点で支出	⇒現時点では利用できる取引の範囲が限定されているカード等も今後、利用できる取引の範囲が拡大する状況も予想されるところであり、収支の状況をよりの確に表す観点から、今後、<u>例えば、会計帳簿や収支報告書の様式を見直し、金銭の支出を伴う通常の物品等の購入に関する記</u>	(論点) ① 便宜的な収入を計上する必要がないので、国民、会計責任者から理解されやすく、政治団体の収入総額が実態以上に大きくならない。 ② 金銭を伴わない支出について分けて記載とした場合に、支出の目的、金額、年月日、支出を受

	論点	現状・経緯等	検討の方向性	深掘り時の論点
	されるような簡易な記載方法の検討を求めるとの声。 ○現在の取扱いは、収支の状況を的確に表しているといえないのではないかとの指摘。	した金額等のみを「その他の経費」に計上する方法で、現金の流れを記載しつつ、同時に政治資金の収支の状況を明らかにするという2つの目的を満たすことができることから、簡易な記載方法として認めることが適当である旨の見解を示した。 ○前払式証票による支出は、前払式証票を購入する時点の相手・目的及び日時と、これらを用いて実際に物品等を購入する時点の相手・目的及び日時が異なり、基本的に現金の流れを記載しつつ、同時に政治資金の収支の状況を明らかにするという2つの目的を満たすためには、金銭の支出時点で物品等の購入に係る支出の状況を明らかにできると考えられる場合を除き、2つの時点での支出情報を明らかにする必要がある。 ○しかしながら、物品等の購入時点において、金銭による支出との二重計上を処理するための便宜上の収入の計上をすることは煩雑であり、また理解が得られにくい。	<u>載欄と、前払式証票の利用により、金銭の支出時点の相手・目的及び日時と物品等の購入時点の相手・目的及び日時が異なる場合の物品等の購入に関する記載欄を分け、便宜上の収入の計上を要しないものとするなどの検討を行っていくことが適当。</u> （留意点） ※省令事項（規則第6条、第9条）	けた者の氏名、支出を受けた者の住所を記載することが適当か。また備考欄に前払式証票等やSuica等で購入した旨を記載することが必要か。 ③ 金銭を伴わない支出を様式その2の支出総額に計上するかどうか。金銭を伴わない支出に計上された支出を様式その2の支出総額に計上しないならば、政治団体の支出総額が実態以上に大きくなるしない。 ④ 金銭を伴わない支出を様式その1 3に計上するかどうか。 ⑤ 既に簡易な記載が認められているもの（Suica等）についての扱いをどうするか。 （意見） ・既に簡易な記載を認めているものについては、特段の対応は不要。 ・簡易な記載が認められてない、前払い式の電子マネー（Edyカードなど）についての取扱いは残る。 ・前払い式の電子マネー（Edyカード等）については、金銭的な重要性を踏まえて議論すべき。例えば、上限額が無制限になるなど。
（４）後払式証票及びクレジットカードによる支出の記載方法	○政治団体においても後払式電子マネーやクレジットカードを使用するケースが増えているが、これに対する処理が煩雑で、会計責任者等に必ずしも理解されていない。 ○会計責任者等の事務負担が軽減されるような簡易な記載方法の検討を求めるとの声。 ○現在の取扱いは、収支の状況を的確に表しているといえないのではないかとの指摘。	○当委員会では、ETCカードによる支払いについては、高速道路料金の支払いに限定されており、カード会社に支出した時点で支出した金額等のみを「その他の経費」に計上する方法で、現金の流れを記載しつつ、同時に政治資金の収支の状況を明らかにするという2つの目的を満たすことができることから、簡易な記載方法として認めることが適当である旨の見解を示した。 ○当委員会では、政治団体からの意見も踏まえ、ETCカード以外のクレジットカードについても、現金と同等に広く利用され支払いまでの期間が比較的短期であること、クレジットカードを利用した際に発行される書面が領収書	⇒今後、リボ払い、分割払い、ボーナス払い等の支払い方法の選択が増加する場合、物品等の購入と、それに対応する金銭による支出との関連性がより不明確となる状況も予想されるところであり、収支の状況をよりの確に表す観点から、今後、<u>例えば、会計帳簿や収支報告書の様式を見直し、金銭の支出を伴う通常の商品等の購入に関する記載欄と、クレジットカードの利用などにより、物品等の購入の相手及び日時と金銭の支出の相手及び日時が異なる場合の商品等の購入に関する記載欄とを分け、便宜上の収入の計上を要しないものとするなどの検討を行っていくことが適当。</u>	（論点） ① 便宜的な収入を計上する必要がないので、国民、会計責任者から理解されやすく、政治団体の収入総額が実態以上に大きくならない。 ② 金銭を伴わない支出について分けて記載とした場合に、支出の目的、金額、年月日、支出を受けた者の氏名、支出を受けた者の住所を記載することが適当か。また備考欄にクレジットカードやETCカードで購入した旨を記載することが必要か。 ③ 金銭を伴わない支出を様式その2の支出総額に計上するかどうか。金銭を伴わない支出を様式その2の支出総額に計上しないならば、政治団体の支出総額が実態以上に大きくならない。一方、簡易な記載の考え方に沿った場合、クレジットカードによる購入は過小な計上になる。

	論点	現状・経緯等	検討の方向性	深掘り時の論点
		として一般に認知されていること等を踏まえ、物品等の購入時点で、支出の目的ごとに支出額を計上する簡易な記載方法を認めることが適当であるとの意見を表明し、所管庁では、この意見を踏まえ、「一括払い」の場合には、このような簡易な記載方法で差し支えないとの考え方を周知している。 ○後払式電子マネーやクレジットカードによる支出は、実際に物品等を購入する相手及び日時と、後日、金銭を支出する相手及び日時が異なるため、基本的に現金の流れを記載しつつ、同時に政治資金の収支の状況を明らかにするという２つの目的を満たすためには、金銭の支出時点で物品等の購入に係る支出の状況を明らかにできると考えられる場合を除き、２つの時点での支出情報を明らかにする必要がある。 ○しかしながら、物品等の購入時点において、金銭による支出との二重計上を処理するための便宜上の収入の計上をすることは煩雑であり、また理解が得られにくい。	（留意点） ※省令事項（規則第６条、第９条）	④ 金銭を伴わない支出に計上された支出を様式その１３に計上するかどうか。 ⑤ 既に簡易な記載が認められているもの（一括払い、ETC カード）についての扱いをどうするか。 （意見） ・既に簡易な記載を認めているものについては、特段の対応は不要。
（５）会計帳簿への住所の記載	○事実上又は社会通念上、支出を受けた者の住所の特定が困難な場合や、領収書等の支出を受けた者の住所が主たる事務所の所在地であるかどうかの判断が困難な場合がある。	○当委員会では、会計帳簿の備考欄に、 ・事実上又は社会通念上、支出を受けた者の住所の特定が困難な場合には住所不明である旨又は一部を省略した住所が記載されている場合 ・支出を受けた団体の住所が主たる事務所の所在地かどうかの確認が困難な場合にはいずれかの事務所の住所が記載されている場合 政治資金監査においては記載不備とは扱わないことが適当であるとの見解を示し、政治資金監査マニュアルにも記載した。	⇒このような場合にまで、会計責任者等に対して支出を受けた者の住所の記載を求めることは、必要以上の負担を課すことになると考えられる。今後、<u>一定の場合には住所の記載し難い理由を記載することで代えるなどの対応について検討を行っていく</u>ことが適当。 （留意点） ※法律事項（法第９条第１項）	（論点） ① 会計帳簿に支出を受けた者の住所を記載させる法の趣旨に鑑みると、支出を受けた者の住所は必ずしも本社である必要はないと考えられることから、原則本社としながらも、例外として支出を受けた者が発行した領収書等に記載された住所を含めることにできないか。 ② 政治団体の収入については、同一の団体について複数の住所が会計帳簿に記載されている場合、政治団体が同名の団体から寄附を受けた際に、同一の者に対する寄附の量的制限に抵触する寄附かどうか会計責任者が把握しづらくなるため、本社の住所を記載することが合理的である。 （意見）

	論点	現状・経緯等	検討の方向性	深掘り時の論点
				・監査の実務上の取扱い、領収書の住所が書いていれば問題なしとしていると思われる。 ・支出先が支店であるのに、本店の所在地をかくとかえって、取引の実態に疑問をもたれるのではないか。 ・研修テキストの取り扱いをマニュアルにも書くことで実務的に広めていくべき。 (結論) 政治資金監査マニュアルの改定により、「記載された住所が主たる事務所（本社）の所在地であるか否かにかかわらず、いずれかの住所が記載されていれば記載不備とは扱わない」ことを明記し、政治資金監査上の取扱いとしては、会計帳簿の住所記載の取扱いを明確にする。
	○一般的に会計経理の実務においては、支出を受けた者の住所は必ずしも重要な情報とはされておらず、開示の対象ともならない内部管理用の帳簿である会計帳簿にまで、すべての支出について支出を受けた者の住所を記載することは、会計責任者等に対し必要以上の負担を課することになるとの意見。	○会計責任者等に対し、会計帳簿の備付け及び必要事項の記載が義務付けられている趣旨は、政治団体における政治資金の収支の状況を常に明確にし、支出を受けた者の住所をはじめ所定の事項の記載により支出の実在性を担保することにあると考えられる。 ○一定金額以上の一定の経費に係る支出については、収支報告書においても住所の記載が義務付けられており、この支出に係る会計帳簿への住所の記載については、収支報告書で報告すべき情報の基となっていると考えられる。		(総論) ・国会議員関係政治団体の少額の支出については、収支の公開の趣旨を損ねずに会計責任者の事務負担を軽減することができることから検討に値するか。また、高額の支出についても資金管理団体・その他の政治団体との制度上の整合性に留意しつつ、さらなる検討が必要。 ・法律改正が必要な事項に関わることであり、法制定以来すべての支出について会計帳簿に支出を受けた者の住所を記載することとしている歴史的経緯 ・政党助成法、公職選挙法との関係 ・虚偽記載の防止の担保となっている罰則との関係 (意見) ・高額・少額などいろいろな区分に分けてみてきたが、全体を統一した制度にすべき。その上で、領収書等に住所が記載されている場合、その旨を会計帳簿に付記するという現行マニュアルの取扱いをすべての支出に適用するのがよい。 ・収支報告書での報告の有無や政治資金監査の有無ではなく、領収書等に住所が記載されたものが別途あるということのみをメルクマールにすべき。 ・事務負担の軽減を図ることが目的であるのに、制度が複雑化してしまうとかえって事務負担が増えることもあることに留意すべき。

	論点	現状・経緯等	検討の方向性	深掘り時の論点
				・通常の会計・税務の世界では、会計帳簿に住所を記載するのはあり得ないため、領収書等の徴収・保存義務があれば、会計帳簿及び収支報告書への住所の記載は不要。また、政治団体の種類で領収書等の徴収義務が変わってくることがおかしい。一律にして、全部1円まで課するという形を前提とした制度設計にした方がわかりやすいのではないか。 ・制度を改正するならば、シンプルなものにすべき。 ・政治資金制度全体の考え方を变えてまで検討すべき事案なのかということには疑義がある。検討をする分にはよいが方向性をここで定めることはやや慎重であるべき。もう少し政治資金監査制度の定着を待つべきではないか。 ・会計帳簿ソフトの活用を促していくことで対応できるのではないか。 ・内部資料である会計帳簿に住所を記載することに変えて、領収書等に記載がされている場合は別に領収書等が備わっているということを付記することで足りるのではないか。 ・領収書等については、政治団体の区分に関係なく一定期間保存してもらいたいという気持ちはある。 ・会計帳簿の備考欄に領収書等に記載があると書いてもよいが、収支報告書を書くときに、もう一度探すこととなり逆に手間がかかるということもある。 ・支出については、登録政治資金監査人がみているので、会計帳簿への住所記載をしないようにするということはありうる。
		○収支報告書で住所を報告すべき支出については、会計責任者が異動した場合、支出を受けた者の住所を書面として残していないと収支報告書の記載が困難になる。 ○会計責任者等としても収支報告書を作成する段階で支出を受けた者の住所の把握はいずれにしても必要であり、収支報告書に住所を記載し、説明責任を負うことになることも考えると、収支報告の適正を担保する観点から、住所の記載された書面が政治団体において保存されることが適当と考えられる。	⇒<u>収支報告書に支出を受けた者の住所の記載が義務付けられている、通常の政治団体であれば5万円以上の政治活動費、資金管理団体であれば人件費を除く5万円以上の支出、国会議員関係政治団体であれば、人件費を除く1万円を超える支出については、領収書等に住所の記載がある場合、会計帳簿への住所の記載義務のあり方を見直す方向で検討を行っていくことが適当。</u>	国会議員関係政治団体が、収支報告書に支出の明細が報告される高額の支出について会計帳簿の住所記載を省略する場合 (論点) ① 政治団体の事務負担が軽減され、また収支報告書において支出を受けた者の住所が報告されることから支出を受けた者を特定することが可能であり、支出の透明性は損なわれない。また、収支報告書において報告される支出を受けた者の住所が高額領収書等に記載された住所に基づいて記載されている限り、支出の実存性は損なわれない。 ② 政治団体はすべての収入・支出について会計帳簿に記載することとされており、収支報告書は会計

	論点	現状・経緯等	検討の方向性	深掘り時の論点
		○その住所が会計帳簿に記載されていないか は議論があるところであり、支出を受けた者から徴取した 保存義務が課される領収書等に住所が 記載されている場合、会計帳簿の住所 の記載と同等以上の実在性の担保にな ると考えられることから、さらに会計 帳簿に記載を求めるまでの必要はない とも考えられる。	(留意点) ※法律事項（法第9条第1項）	帳簿を基に作成する取扱いを変える必要がでてく ることについてどう考えるか。 ③ 領収書等に支出を受けた者の住所が記載されてい る場合は、当該領収書等を基に収支報告書を作成 することができるため、会計帳簿にも支出を受け た者の住所を記載する必要はないのではないか。 また高額領収書等は国民への公開対象となる。 ④ 領収書等に支出を受けた者の住所記載がない場合 には、政治団体に会計帳簿等の関係書類の保存義 務が課せられており、収支報告書において国民に 報告される支出を受けた者の住所を政治団体の内 部書類においても記録しておく必要があるという 意味で、会計帳簿への住所記載が必要ではないか。 ⑤ 領収書等が存在しない場合には、会計責任者が作 成する徴難明細書や領収書等亡失等一覧表など支 出の実在性の担保能力が低い書類しかないため、 会計帳簿への住所記載が望ましいのではないか。 また、内部書類において記録をしておく必要があ るという意味でも会計帳簿への住所記載が望まし いのではないか。 ⑥ 資金管理団体やその他の政治団体について、収支 報告書で支出を受けた者の住所が報告されるか否 か、支出を受けた者の住所が記載されている領収 書等が徴収・保存されているか否かをメルクマー ルとするならば、国会議員関係政治団体と同様に、 収支報告書に支出の明細が報告される支出につい て領収書等に支出を受けた者の住所記載がある場 合は、会計帳簿の住所記載を省略できることとす るか。一方で、政治資金監査を受けていないこと から国会議員関係政治団体のみとするか。
		○収支報告書で住所を報告すべき支出 以外の支出についても、一般的な会計 経理の実務も踏まえ、その実在性の担 保としてすべての支出について会計 帳簿への住所の記載を求めているこ とに対し、以下の意見がある。 ①仮にその実在性の担保のために 住所を書面として残すことが必 要としても、上記趣旨に鑑みれ ば、法律に基づいて徴取・保存が	⇒今後、収支報告書で住所を報告すべき支出以外 の支出については、 <u>左記の意見に係る議論を深 めつつ、収支報告書で住所を報告すべき支出の 取扱いや従来の取扱いも踏まえながら、検討を 行っていくことが適当。</u> (留意点) ※法律事項（法第9条第1項、第12条第1項）	国会議員関係政治団体が、少額の支出について会計帳 簿の住所記載を省略する場合 (論点) ① 政治団体の事務負担が大幅に軽減されることとな り、また国会議員関係政治団体は、すべての支出 について領収書等を徴収・保存し、政治資金監査 を受けることとなる上に、少額領収書等の写しの 開示制度もあるため、支出の実在性は担保されて いる。 ② 少額領収書等に支出を受けた者の住所記載がない

	論点	現状・経緯等	検討の方向性	深掘り時の論点
		されている領収書等に住所が記載されている場合は、さらに会計帳簿に記載を求めるまでの必要はないのではないか。 ②住所が記載されていない領収書等でも、国会議員関係政治団体の支出に係るものについては、登録政治資金監査人による政治資金監査により会計帳簿との突合が行われることから、開示の対象ともならない内部管理用の帳簿である会計帳簿の住所の記載よりも支出の実在性の担保になるのではないか。 ③登録政治資金監査人による政治資金監査を受けない支出であっても、法律に基づいて領収書等の徴取・保存義務が課される支出（通常の政治団体の5万円以上の経常経費又は資金管理団体の5万円以上の人件費）については、当該領収書等に住所が記載されていなくとも、支出を受けた者から徴取した領収書等が保存されていれば開示の対象ともならない内部管理用の帳簿である会計帳簿の住所の記載と同等以上の実在性の担保になり得るのではないか。 ③ 少額の支出についてまで、すべて住所把握を求めることは、必要以上の負担を課しているのではないか。		場合は、政治団体において、何らかの書面で支出を受けた者の住所を把握し、支出を受けた者をより正確に特定できることが適切であると考えられるため、会計帳簿への住所記載が望ましいか。一方、政治団体の内部書類であることから、その事務負担に比して、収支の状況の明確化及び支出の実存性を高める効果が小さいため、会計帳簿の住所記載を省略できるとする考え方もあるか。 ③ 領収書等が存在しない場合には、会計責任者が作成する徴難明細書や領収書等亡失等一覧表など支出の実在性の担保能力が低い書類しかないため、会計帳簿への住所記載が望ましいのではないか。政治団体において記録をしておく必要があるという意味でも会計帳簿への住所記載が望ましいのではないか。一方で、政治団体の内部書類であることから、その事務負担に比して、収支の状況の明確化及び支出の実存性を高める効果が小さく、会計帳簿の住所記載を省略できるとする考え方もあるか。 ④ 資金管理団体やその他の政治団体について、収支報告書において明細が報告されない支出については、国会議員関係政治団体と異なり、一件5万円未満の支出に係る領収書等の徴収・保存義務、登録政治資金監査人の確認という手段が備えられていないことから、会計帳簿の住所記載を省略できないこととするか。または、これらの懸念を踏まえつつも、領収書等の住所記載の有無の必要性を検討しつつ、会計帳簿の住所記載を省略できるととするか。
(6) 政治資金監査を受けた収支報告書の訂正	○提出後の収支報告書について、政治団体の申出のみで収支報告書の支出に係る訂正が行われる場合は、登録政治資金監査人による確認を受けていない支出が収支報告書に記載されることとなり、そのことが国民の目に明らかにされないとの指摘。	○当委員会では、政治資金監査を受けた収支報告書についても多くの訂正事例が出ていることを踏まえ、政治資金監査を受けた収支報告書が訂正される場合の政治資金監査の取扱いについて見解を示した。	⇒ <u>政治資金監査を受けた収支報告書が訂正される場合の政治資金監査の取扱いについては、政治資金規正法上規定されておらず、その取扱いが明確になっていない現状を踏まえ、今後、その取扱いについて検討を行っていくことが適当。</u>	

	論点	現状・経緯等	検討の方向性	深掘り時の論点
	○政治資金監査報告書の日付以降に収支報告書の支出に係る訂正が行われる場合は、政治資金監査報告書と収支報告書の対応関係に齟齬を生じさせるとの指摘。		（留意点） ※法律事項	
(7) 収支報告書に記載すべき支出の区分	○収支報告書に記載すべき支出の分類基準について、個別具体の支出の分類に分かりにくい部分がある。 ○支出項目の区分について、「経常経費」と「政治活動費」の区分、性質別となっている「経常経費」の区分、目的別となっている「政治活動費」の区分等について見直すべきではないかとの意見。	○個別の具体的支出の分類基準や記載方法については、当委員会の示した見解も踏まえながら、国会議員関係政治団体の収支報告の手引等により、周知が図られている。	⇒<u>適宜充実を図ることが適当。</u> ⇒支出項目の区分の見直しについては、<u>国民から見て当該政治団体の活動実態が把握しやすくなるものとする視点、政治団体が自ら支出の分類を行いやすくするなど、政治団体の会計上の事務負担にも配慮したものとする視点を踏まえて、政治団体が正しく記載でき、かつ各政治団体間において記載内容の比較可能性を確保することを前提としながら、検討を行っていくことが適当。</u> （留意点） 政治団体の区分により収支報告書の記載の範囲が異なること。 ※省令事項（規則第7条、第9条）	（論点1） 分類基準がわかりにくい原因と対処法について 1. 経常経費や政治活動費の中の分類基準が分かりにくい場合、支出項目の区分の分類を増やすべき。 2. 逆に支出項目の区分の分類を減らすべき。 3. 経常経費と政治活動費に二分する基準がわかりにくい場合、区分を一本化すべき。 という方法が考えられるが、それぞれについて、以下の問題がある。 1 について ① どのような支出項目を新たに作るべきか。 ② 政治団体の事務負担の増大をどう考えるか。 ③ 分類を増やすことが、政治団体間の比較可能性の向上につながるか。支出項目の区分の分類については、標準的な分類例を示すにとどめる取扱いとしている以上、比較可能性は向上しないのではないか。 2 について ① 標準的な分類例を示すにとどめる取扱いである以上、分類を減らした方が比較可能性は向上するのではないか。 ② 分類を減らすことで、政治団体の事務負担の軽減にもつながるのではないか。 ③ どの支出項目を削るべきか。 ④ 小分類を見直すべきか。 ⑤ 支出項目がより抽象的になることで、国民から見てわかりにくいものとならないか。 3 について ① 政治団体の活動はそもそも政治活動が本来の目的なので、二分する必要がないのではないか。 ② 目的別は政治団体の判断により分類に違いが生じることもあるので、性質別に統一すべきか。性質別、目的別のどちらに統一すべきか。

	論点	現状・経緯等	検討の方向性	深掘り時の論点
				③ 現行の経常経費、政治活動費を前提とした制度の改正の必要性が生じることをどう考えるか。 ④ 昭和50年から続く制度であり、連続性が失われるか。 ⑤ 政党助成法の使途報告書の見直しも行うか。 (論点2) 標準的な分類例以外の分類を認めないものとする取扱いとすることについて ① 名目上同一の支出について支出項目が異なる場合がなくなり、各政治団体間の記載内容についての比較可能性を高められるのではないか。 ② 相当程度詳細な分類のルールを作る必要があることをどう考えるか。 ③ 政治団体に過度な負担とならないか。 ④ 標準的な分類例に従わない記載をしたものについての取扱いと実効性の担保について。 (意見) ・なるべく簡素化すべきであるが、政治資金制度において早急に手当が必要な点とは必ずしもいえないのではないか。 ・目的を明確化して、誰の視点から考えるのかということが重要。使う方の側に立って考えるべき。 ・小分類のメリットが疑問であり、事務負担的にも、科目は少なくしていくべき。 ・考え方を大きく変えることにはかなり慎重であるべき。政治活動費と経常経費の区別がしづらいということであれば、個々具体の事例等に即しながら考え方などの精度を高めていく必要がある。 ・組織活動費という言葉がその他と同じような意味で捉えられることがあるので、その他と組織活動費を合わせるなどの方法はあるかもしれない。
(8) 業務制限の範囲	○自ら作成・徴取した収支報告書や会計帳簿等の関係書類を自ら政治資金監査を行うことになるような場合に、政治資金監査における外部性の確保の点からすると適当でない場合があるのではな	○当委員会では、業務制限が設けられた趣旨は、政治資金監査の外部性の確保であることから、政治資金監査マニュアルにおいて、自ら作成・徴取した収支報告書や会計帳簿等の関係書類について自ら政治資金監査を行うことにな	⇒政治資金規正法に基づく業務制限の範囲については、 <u>実際の政治資金監査において、問題となる事例の状況も見極めながら、他法令も参考にしつつ、検討を行っていく</u> ことが適当。	(論点) 新聞報道等において問題とされた事例は、①～⑤ ① 国会議員本人の近親者（兄）について、「外部性の確保」が十分になされているといえるか。地方自治法の外部監査では制限がかかるが、政党助成法の監査では制限がかからないことを踏まえどうす

	論点	現状・経緯等	検討の方向性	深掘り時の論点
	いかとの質疑が多い。	る場合は適当でないとしている。 ○政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は、政治資金監査報告書において国民の目に明らかとなることに留意するよう注意を喚起している。	（留意点） ※省令事項（規則第１４条の２の３） ※法律事項（法第１９条の１３第５項）	るか。 ② 後援会の役員の近親者（息子）について、「外部性の確保」が十分になされているといえるか。国会議員関係政治団体の役職員に業務制限がかかっていることを踏まえ、役職員の親子、兄弟・姉妹にも業務制限を課すか。一方、国会議員本人とそれ以外の役職員等との間での取扱いの差をどう考えるか。 ③ 同一の国会議員に係る別の国会議員関係政治団体の代表者について、「外部性の確保」が十分なされているといえるか。また、同一の国会議員に係る別の国会議員関係政治団体の代表者の配偶者、役職員又はその配偶者はどうか。政党支部についても同様に取り扱うか。 ④ 国会議員の確定申告の担当者について、政党助成法の監査では制限がかかっていることを踏まえどうするか。政党との差異をどのように考えるか。 ⑤ 献金をしたものについては、政党助成法の監査では制限がないが、利害関係についてどう考えるか。「外部性の確保」がなされていると言えるか。 ⑥ 過去一年以内に国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者等であった者について、政党助成法の監査では、（対象の政党の役員、これに準ずるもの若しくは財務に関する事務の責任ある担当者又は使用人であった者に）制限がかかっていること、またマニュアルでの取扱いを踏まえどうするか。 ⑦ 同一の国会議員関係政治団体の政治資金監査を一定期間以上継続して行ったものについては、政党助成法の監査では、７会計期間後の２会計期間の監査は禁止されていること、地方自治法の包括外部監査では、３会計期間まで連続してできるとされていることを踏まえ、どう考えるか。 ⑧ 公職選挙法第１８０条の出納責任者は、政党助成法の監査では制限がないが、国会議員の選挙運動に関する収入及び支出の責任者は、当該国会議員の国会議員関係政治団体とも深い関わりがある場合も考えられることから、「外部性の確保」がなされているといえるか。 ⑨ 国会議員関係政治団体の会員は、政党助成法の監査では政党の党員が業務制限の対象とされてはい

	論点	現状・経緯等	検討の方向性	深掘り時の論点
				ないものの、支持者であることから、「外部性の確保」がなされているといえるか。 ⑩ 国会議員については、政党助成法の監査では、所属政党にかかわらず、一律に業務制限の対象となっているが、国会議員と政治団体との関係をどのように考えるか。 ⑪ 市議会議員・県議会議員は、政党助成法の監査では業務制限の対象とされていないが、特定の国会議員と政治活動上の深い関係を有する者もあることから、「外部性の確保」がなされているといえるか。 （意見） ・政治資金監査の場合は、事実関係の確認をできる立場にある人であれば、原則として誰でもよいのではないか。ただし、国民の目線というのはまた別だとは思うが。 ・国民による政治資金監査の制度に対する信頼度を保つという意味からもある程度の業務制限の拡大は前向きに検討すべき。 ・助成法との関係は、政党には比較的緩く、その他の政治団体には厳しい取扱いをしているという政治資金制度の類推で説明できるのではないか。 ・政党交付金の使途報告書の監査と取扱いを変える特別な理由がある者以外は、同じ取扱いにすることを基本とする整理もあるのではないか。 ・監査の性格をどのように考えるかにより、形式的な監査なので意図的な要素が入っていないため、業務制限をそこまで厳格に考える必要はないという立場と、他の人からみたときに監査が公平にされているかをできるだけ担保できた方がいいという立場の2つある。後者の立場に立って考えるべき。 ・外部性の確保のほうに重点を置き、業務制限を広げて、業務制限をかかっていることをもって、中身はわかってください、ちゃんとやっているはずですよという考え方もあると思う。アンケートをみると、実際にその制限にかかる人も多くはいないと思う。 ① について ② について ・実現の方向で検討してよい。

	論点	現状・経緯等	検討の方向性	深掘り時の論点
				・国民目線からみて必要な規制はあるのかもしれないが、どこで線を引くのかは理屈がないため難しい。 ・政党助成法の規制を超えてしまうのはなかなか難しいのではないか。 ・身内の関係は、資格者が監査を行うという前提のもとであれば、現状のままでよいのではないか。2親等と3親等で全然違ってくる。 ③ について ・実現の方向で検討してよい。 ・整理がまだついていない。制限をかけることで実態的な意義が持てるのか自信が持てない。 ・現場からの声もあるため、業務制限を課すべきではないか。また1人の国会議員を各団体が支持しているという、いわば共通項を持っているようなケースの場合に、その団体の監査人は各々ばらばらであるべきだというのが基本的な考え方。このケースは利害関係があると思われる。 ・有資格者である政治資金監査人が監査をするのに、制限をかける理由がクリアに説明できない。 ④ について ・確定申告書の作成が国会議員とのなれ合いを意味すると解するのは難しいのではないか。 ・理由がつかないため、制限は不要ではないか。 ・税理士法でも独立性や客観性は求められているため、制限は不要ではないか。 ・政党は制限がかかるのに、政治団体に制限がかからないのは理屈があるのか。公的な性格が強い政党よりも政治団体の方が政治資金監査人との密接さが強いのではないか。 ・政治団体に関しては公認会計士法の監査の網の中に入っていないため、政党助成法とは別個に考えてよいのではないか。 ⑤ について ・献金をするかわりに無料で監査を請け負うなど抜け道が目に見えているのであまり意味がないのではないか。 ・理由がつかないため、不要ではないか。 ・献金と監査を利害関係で結びつけることはあり得ないので制限をかけるべきではない。 ・献金をすることで利害関係があると推測することに

	論点	現状・経緯等	検討の方向性	深掘り時の論点
				なるので、規制強化をする必要はない。 ⑥ について ・実現の方向で検討してよい。 ・政党助成法との関係からみて業務制限を課すことに特段に支障がないのではないか。 ⑦ について ・現時点では判断がつかないが、すべての県に十分な数の監査人があるかという実際上の問題もある。 ・公認会計士の任意監査にも適用されていないこともあり、今すぐにこれを適用しなくちゃいけない段階ではないと思う。 ・今の時点で議論することではなく、経過を見る必要がある。 ・継続的な監査により、特に支障が出てくるような実例があるとは思わないし、早急に結論を出す必要があることとも思わないが、違った人がある程度の期間が経ったら代わる方が、国民の信頼が高まる感じがする。 ⑧ について ・政党は選挙運動費用収支報告書を提出するの必要がないため、政党助成法と平行に考える必要はない。会計責任者と国会議員との関係でみれば、性格的に同じような立場に立つため、業務制限をかけてもよいのではないか。
(9) 年の途中において国会議員関係政治団体がなかった期間がある政治団体の政治資金監査等	○年途中に国会議員関係政治団体が、国会議員関係政治団体がなかった間に行った支出について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等の作成義務の範囲や収支報告書の明細記載義務及び領収書等の写しの提出義務の範囲が法文上不明確であるため、問い合わせが多い。	○当委員会では、政治資金監査マニュアルにおいて、年途中に国会議員関係政治団体がなかった期間を有する政治団体の国会議員関係政治団体がなかった間に行った支出に係る政治資金監査は、政治団体の区分に応じて法令上求められる関係書類の作成・徴取義務の対象となる支出の範囲で確認を行うことで足りるとした。 ○会計帳簿と領収書等との整合性の確認については、領収書等の徴取義務及び領収書等を徴し難かった支出の明細書等の作成義務の対象となる支出の範囲で行い、それ以外の支出については会計帳簿の必要記載事項の記載確認で足りるとした。	⇒今後、 <u>法改正が検討される際には、左記取扱いの明確化についても検討を行っていくことが適当。</u> (留意点) ※法律事項（法第１２条、第１９条の５の２、第１９条の１０等）	

